

様式第160号 (刑訴第298条
規程第116条)

証 拠 調 べ 請 求 書

令和2年5月18日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 待

被告人 大川原化工機, 大川原正明, 相嶋静夫, 島田順司 に対する 外国為
替及び外国貿易法違反 被告事件につき, 別紙証拠等関係カード記載の証拠の
取調べを請求する。

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 [供述者・作成年月日、住居・尋問時間等]	請求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)							
1	報 (外為法等適用関連法令の変遷について) [(員) XXXXXXXXXX] 30.1.17 関連法令の変遷状況等 ()		A B C D					
2	報 (運用通達・適用法令の解釈) [(員) XXXXXXXXXX] 29.12.22 関連通達の内容等 ()		A B C D					
3	写真撮影報告書 (噴霧乾燥器RL-5) [(員) XXXXXXXXXX] 29.9.27 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器 (RL-5) の形状等 ()		A B C D					
4	分析結果報告書 (被疑会社製品カタログ) [(員) XXXXXXXXXX] 29.11.13 被告会社製品カタログの記載内容等 ()		A B C D					
5	証拠品複写報告書 (試運転データ表) [(員) XXXXXXXXXX] 30.7.13 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器 (RL-5) の試運転データ等 ()		A B C D					

(被告人 A 大川原 化工機 備 C 相 嶋 靜 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司

証拠等関係カード(甲) (No. 2)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 【供述者・作成年月日、住居・尋問時間等】	請 求		意 見		結 果		取 調 順 序	備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)								編てつ箇所
6	聴取及び資料入手結果報告書 (平均粒子径について) (員) [REDACTED] 30.7.13 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器 (RL-5) による粉末製品の平均粒子径等 ()		A B C D						
7	訂正報告書 (員) [REDACTED] 1.6.13 甲6の訂正 ()		A B C D						
8	温度測定結果報告書 (RL-5内部における最低温箇所) (員) [REDACTED] 30.4.10 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器 (RL-5) 内部の乾熱温度の測定結果等 ()		A B C D						
9	温度計測結果報告書 (RL-5パグフィルタ下部) (員) [REDACTED] 30.7.23 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器 (RL-5) 内部の最低温箇所の温度測定結果等 ()		A B C D						
10	員 [REDACTED] 30.9.13 乾熱により、大腸菌、ウエルシュ菌の殺菌が可能であること等 ()		A B C D						

被告人捜査数用

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 3)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 [供述者・作成年月日、住居・尋問時間等]	請求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
11	員 [30. 7. 31] 乾熱により、芽胞を形成しない菌を全て 死滅させ感染能力を失わせることができ ること等 ()		A B C D					
12	訂正報告書 (員) [30. 7. 31] 甲11の訂正 ()		A B C D					
13	員 [30. 3. 28] 生物テロに使われる病原菌、それらに対 する規制等 ()		A B C D					
14	捜照(謄) (員) [30. 8. 3] 本件輸出貨物が規制対象に該当するか否 かの照会 ()		A B C D					
15	捜査関係事項照会書に対する回答 について [30. 8. 10] 甲14の回答 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請求		意 見		結 果		取 調 順 序	備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)								編てつ箇所
16	員 [1.6.14] 本件噴霧乾燥器は要件イ〜ハに該当する と思われると判断したこと等 ()		A B C D						
17	検 [2.4.3] 被告会社製噴霧乾燥器で分解しない状態 で乾燥殺菌を行っていること等 ()		A B C D						
18	検 [2.4.3] 被告会社製噴霧乾燥器は要件ハに該当す ると考えられること等 ()		A B C D						
19	検 [2.3.23] 同業他社(株式会社GF)においては、 輸出許可を得て噴霧乾燥器を輸出してい ること等 ()		A B C D						
20	複 数 用 被 告 人 複 数 用 [30.8.3] 被告会社における輸出の個別許可の有無 の照会 ()		A B C D						

(被告人 A 大川原 化工機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 5)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の商書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)							編てつ箇所
21	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課企画係 [] 30.8.10 甲20の回答 ()		A B C D					
22	捜照(謄) 〔(員) []〕 30.8.3 被告会社における輸出の包括許可の有無の照会 ()		A B C D					
23	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課企画係 貿易管理課長 [] 30.8.10 甲22の回答 ()		A B C D					
24	複写報告書(本件輸出関係書類) 〔(員) []〕 30.2.16 本件輸出関係書類の記載内容等 ()		A B C D					
25	聴取結果報告書(三井倉庫株式会社) 〔(員) []〕 30.3.30 本件輸出貨物の船積み状況等 ()		A B C D					

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

(被告人 複 数 用)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (甲) (No. 6)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		取 調 順 序
26	既遂時期等特定報告書 〔 (員) 〇〇〇〇 〕 30.4.5 本件既遂時期及び場所の特定等 ()		A B C D					
27	員 〔 〇〇〇〇 〕 1.9.25 本件輸出貨物の輸出通関状況等 ()		A B C D					
28	検 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.24 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況等 ()		A B C D					
	〔 〇〇〇〇 〕 2.3.25 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況及び改正法施行後に被告会社に判定基準の調査を行った状況等 ()		A B C D					
30	検 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.25 噴霧乾燥器の輸出規制に関わる法令の改正に関与し、被告会社からパブリックコメントの意見を受けたこと等 ()		A B C D					

(被告人	A 大川原化工機関	C 相 嶋 静 夫
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証拠等関係カード（甲）（No. 7）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容	取 調 順 序
								横てつ箇所
31	検 [〇〇〇〇〇〇] 2. 3. 30 大川原正明の依頼で、噴霧乾燥器輸出規制に関する法令改正案へパブリックコメントを提出した経緯等 ()		A B C D					
32	検 [〇〇〇〇〇〇] 2. 3. 24 被告会社製噴霧乾燥器が規制条件に該当するか不安に思ったが、相嶋静夫が、該当しない旨発言したこと等 ()		A B C D					
33	検 [〇〇〇〇〇〇] 2. 3. 25 輸出規制の該非判定において、相嶋静夫から非該当と説明を受けたので、常に非該当として決裁していたこと等 ()		A B C D					
34	検 [〇〇〇〇〇〇] 2. 3. 25 輸出規制の該非判定において、被告会社の方針に従い、すべて非該当として判定していたこと等 ()		A B C D					
35	報 〔(検) 〇〇〇〇〇〇〕 2. 3. 25 甲34の訂正 ()		A B C D					

（被告人横数用）

（被告人 A 大川原化工機 関 C 相嶋 静 夫）
B 大川原 正 明 D 島田 順 司

証拠等関係カード (甲) (No. 8)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 [供述者・作成年月日、住居・尋問時間等]	請求		意見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
36	検 [2.3.19] 被告会社のOBの立場から、被告会社製の噴霧乾燥器が輸出規制の要件に該当すると判断すること等 ()		A B C D						編てつ箇所
	[]								
	()								
	[]								
	()								
	[]								
	()								
	[]								
	()								

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（乙）（No. 1）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 綴てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
1	員 〔(被)大川原 正明 2.3.11〕 身上経歴等 ()		B						
2	員（本文が「私は」で書き出しのもの） 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 被告会社における決裁・報告の流れ等 ()		A B C D						
3	員（本文が「私が」で書き出しのもの） 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 中国の合併会社（上海大川原乾燥設備有限公司）の運営状況等 ()		A B C D						
4	員 〔(被)大川原 正明 1.11.25〕 被告会社における相嶋の役割等 ()		A B C D						
5	員 〔(被)大川原 正明 1.10.21〕 平成25年9月頃、相嶋、島田と噴霧乾燥器の輸出規制について話し合ったこと等 ()		A B C D						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 2)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 [供述者・作成年月日、住居・尋問時間等]	請 求		意 見		結 果			備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
6	員 〔(被)大川原 正明 1.10.28〕 解釈によっては少なくとも被告会社の定 型機等が規制対象に該当する可能性があ ると思ったこと等 ()		A B C D						
7	員 〔(被)大川原 正明 1.11.19〕 島田を通じて経済産業省に規制案文の変 更を要望したが、反映されなかったこと 等 ()		A B C D						
8	員 〔(被)大川原 正明 1.12.10〕 経済産業省に、規制対象に該当するか否 か確認することなく、無許可で輸出して いたこと等 ()		A B C D						
9	検 〔(被)大川原 正明 2.3.12〕 弁解内容等 ()		A B C D						
10	員 〔(被)相嶋 静夫 2.3.11〕 身上経歴等 ()		C						

(被告人 A 大川原 化工 機 械 C 相 嶋 静 夫)
(被告人 B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(乙) (No. 3)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果			備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
11	員 〔(被)相嶋 静夫 31.1.25〕 被告会社における経歴等 ()		A B C D						
12	員 〔(被)相嶋 静夫 31.1.25〕 経済産業省やシステックとの噴霧乾燥器 の輸出規制制定に向けたやり取りの状況 等 ()		A B C D						
13	員 〔(被)相嶋 静夫 1.9.11〕 平成25年9月頃、大川原、島田と輸出規 制の対応について話し合いした状況等 ()		A B C D						
14	員 〔(被)相嶋 静夫 1.11.28〕 噴霧乾燥器の受注の流れ等 ()		A B C D						
15	員 〔(被)相嶋 静夫 2.1.23〕 RL-5型の輸出は、経済産業省に輸出許可 申請を行うべき案件だったこと等 ()		A B C D						

(被告人
複
数
用)(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請求		意 見		結 果		取 調 順 序	備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容			編てつ箇所
16	員 〔 (員) 島田 順司 2. 3. 11 〕 身上経歴等 ()		D						
17	員 〔 (員) 島田 順司 1. 6. 25 〕 中国に合併会社を設立した経緯等 ()		A B C D						
18	員 〔 (員) 島田 順司 31. 1. 29 〕 平成24年1月24日に噴霧乾燥器の輸出規 制について、経済産業省等と打合せをし たこと等 ()		A B C D						
19	員 〔 (員) 島田 順司 31. 2. 15 〕 平成24年2月23日に噴霧乾燥器の輸出規 制について、経済産業省やシステックと 打合せをしたこと等 ()		A B C D						
20	訂正報告書 (平成31年2月15日付 け島田順司供述調書) 〔 (員) XXXXXXXXXX 31. 2. 18 〕 乙19の訂正 ()		A B C D						

(被 告 人 複 数 用)

(被告人 A 大川原 化工 機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 5)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果		備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		取 調 順 序
21	員 〔 (員) 島田 順司 31.2.22 平成24年3月から4月にかけて行った経済産業省とのメールのやり取りの内容等 () 〕		A B C D						編てつ箇所
22	員 〔 (員) 島田 順司 31.3.25 平成24年4月頃の被告会社の経営方針及び営業会議等 () 〕		A B C D						
23	員 〔 (員) 島田 順司 31.3.6 平成24年12月、輸出規制に係る政省令案に関して経済産業省とメールのやりとりをした状況等 () 〕		A B C D						
24	員 〔 (員) 島田 順司 31.4.3 平成25年当時の被告会社の経営方針、同年7月から政省令改正案に関するメールを受信した状況等 () 〕		A B C D						
25	員 〔 (員) 島田 順司 31.4.19 平成25年8月から9月にかけて、経済産業省に政省令改正案に対する要望、意見を提出したが認められず、広範な規制となったこと等 () 〕		A B C D						

(被
告
人
複
数
用
)(被告人 A 大川原化工機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(乙) (No. 6)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請求		意 見		結 果			備 考 編てつ箇所
		期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	取調順序	
26	訂正報告書(平成31年4月19日付け島田順司供述調書) (員) [] 31.4.22 乙25の訂正 ()		A B C D						
27	員 (員) 島田 順司 1.8.23 平成25年9月下旬頃、大川原正明、相嶋静夫と輸出規制について話した際に、大川原が非該当とする見解を示し、同年10月の業務運営会議で、非該当とする方針が決定されたこと等 ()		A B C D						
28	員 (員) 島田 順司 31.4.25 被告会社の役員・組織及び被告会社の方針として、噴霧乾燥器を非該当と決定した経緯等 ()		A B C D						
29	員 (員) 島田 順司 31.3.13 他社における不正輸出事件の認識及び被告会社の輸出管理体制等 ()		A B C D						
30	訂正報告書(平成31年3月13日付け島田順司供述調書) (員) [] 1.6.28 乙29の訂正 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(乙) (No. 7)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果		備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容			内 容	取 調 順 序	編 綴 箇 所
31	員 〔 (員) 島田 順司 1.10.24 本件輸出貨物 (RL-5) を輸出した経緯等 ()		A B C D						
32	員 〔 (員) 島田 順司 1.9.19 相嶋静夫から、輸出規制範囲について経済産業省に確認するよう指示を受けたこととはないこと等 ()		A B C D						
33	取調事項全部証明書 〔 2.3.17 被告会社の登記内容 ()		A B C D						
34	戸 (戸附添付) 〔 2.3.18 身上関係 ()		B						
35	戸 (戸附添付) 〔 2.3.16 身上関係 ()		C						

(被告人 A 大川原化工機 備 C 相嶋 静夫)
(被告人 B 大川原 正明 D 島田 順司)

証拠等関係カード(乙) (No. 8)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
36	戸(戸附添付) [] 2.3.13 身上関係 ()		D						編てつ箇所
	[] ()								
	[] ()								
	[] ()								
	[] ()								
	[] ()								
	[] ()								
	[] ()								

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機 株式会社 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)